

水草研究会 会則

1. 本会は 1979 年 8 月 19 日に設立、「水草研究会」（英名：Water Plant Society, Japan）と称する。
2. 本会は水草に関する研究および知識の普及と会員相互の親睦をはかることを目的とする。
3. 本会は上記の目的を達成するために、次の事業を行う。
 - (1) 研究発表会、講習会、観察会などの開催
 - (2) 会誌の発行
 - (3) その他、必要と認めた事項
4. 会員は普通会员（一般会員と学生会員）と特別会員とに分ける。
 - (1) 普通会员は本会の趣旨に賛同して所定の会費を納めた者
 - (2) 特別会員は会の推薦による顧問と名誉会員
 - (3) 会員は会誌の配布を受け、本会の事業に参加できる
5. 本会には次の役員をおく。

会長 1 名、 副会長 2 名以内、 幹事 若干名、 監事 1 名

役員任期は 2 年とする。ただし重任を妨げない。役員選出は、役員会で推薦し、総会で承認を得る。
6. 役員は以下の職務を遂行する。

会長は会を代表し会務を総括する。会長支障あるときは副会長がこれに代わる。幹事の中から、庶務、会計、会誌編集の担当者を選任する。監事は、会計ならびに研究会の運営全般について意見を述べる。
7. 顧問は会の運営に対して助言を行うことができる。
8. 総会は原則として年 1 回開催する。総会に付議するおもな事項はつぎのようである。
 - (1) 役員選出 (2) 会務報告 (3) 会則変更 (4) その他必要と認めた事項
9. 本会に入会するには、年会費をそえて事務局に申し込む。退会のとき、すでに納めた会費は払い戻しをしない。
10. 本会の会計年度は、1 月 1 日より 12 月 31 日までとする。
11. 会費は一般会員年額 4,000 円、学生会員はその半額とする。ただし特別会員は会費を徴収しない。
12. 本会の経費は、会費およびその他の収入による。
13. 本会則は、総会において賛成多数をもって変更できる。
14. 本会の事務局は、会長の指定するところにおく。

事務局：〒060-0810 北海道札幌市北区北 10 条西 8 丁目

北海道大学総合博物館内

水 草 研 究 会

付則：本会則は 2021 年 1 月 1 日から実施する。